

# 唐津鶴城同窓会 福岡支部 会則

- 第1条 本会は「唐津鶴城同窓会 福岡支部」と称する。
- 第1条の2 本会の設立は昭和46年1月1日とし、事務局を付則に定めた場所に置く。
- 第2条 本会は次の同窓会会員で組織する。
1. 佐賀県立 唐津中学校 卒業生
  2. 佐賀県立 唐津第一高等学校 卒業生
  3. 佐賀県立 唐津高等学校 卒業生
  4. 佐賀県立 唐津東高等学校 卒業生
  5. 前記の母校に在学し入会を申し出たもので、本会員の推薦を受けたもの
- 第3条 本会は、同窓会会員相互の交誼を厚くし母校との連絡を保ちつつ、その発展を図るために活動することを目的とする。
- 第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
1. 年次総会および臨時総会、ならびに懇親会の開催
  2. 会報及び会員名簿の発行
  3. 本会発展のための特別事業
  4. 母校の応援事業
- 第5条 本会には次の役員を置く。
1. 会長（1名）
  2. 副会長（数名）
  3. 常任幹事（事務局長・事務局担当・会計担当含む数名）
  4. 監査（2名）
  5. 顧問（数名）
  6. 幹事（各卒業期ごとに1名以上）
- 第6条 本会の役員の選出方法は次の通りとする。
1. 会長・副会長・常任幹事・監査・顧問は常任幹事会にて推薦し、年次総会で承認を求める。
  2. 幹事は会長が任命する。
- 第7条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。
- 第8条 役員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに年次総会の議長も務める。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
  3. 顧問は会長の依頼により、本会活動に対する助言をおこなう。
  4. 常任幹事は会務を執行する。
  5. 監査は会務及び会計の監査を行う。
  6. 幹事は各々の同期生の中心となって、同窓会会員と本会との連絡や集約を密に図りながら、本会の会務執行を補佐する。
- 第9条 本会は次の会合を行う。
1. 年次総会は全ての同窓会会員により構成し、本会の重要事項を決定する。
  2. 常任幹事会は会長・副会長・常任幹事で構成し、本会の運営に関する重要案件および年次総会付議案件を審議決定する。
  3. 役員会は本会すべての役員で構成し、本会の運営について協議をおこない、決定事項について同窓会会員への周知連絡を図る。
  4. 議決は出席者の2分の1以上の賛成がある時成立する。
- 第10条 本会の会務ならびに会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。
- 第11条 本会則は年次総会において協議し、これを変更することが出来る。  
また、付則については常任幹事会において協議し、これを変更することが出来る。

1971年（昭和46年11月）作成  
1981年（昭和56年11月）一部改正  
1998年（平成10年10月）一部改正  
2004年（平成16年 6月）一部改正  
2020年（令和2年 7月）一部改正

付則

事務局所在地

福岡市博多区冷泉町2-9-1304 ㈱ランド・コア 内